

工具痕鑑定信用性が否定された事例

【文 献 種 別】 判決／福岡高等裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 12 月 15 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（う）第 1 号

【事 件 名】 住居侵入、建造物侵入、窃盗未遂、建造物侵入未遂、窃盗（変更後の訴因：常習特殊窃盗）、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反被告事件

【裁 判 結 果】 破棄自判（一部無罪、一部有罪）

【参 照 法 令】 刑事訴訟法 165 条・317 条・318 条・397 条 1 項・382 条・400 条但書

【掲 載 誌】 判時 2595 号 85 頁、判タ 1525 号 102 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25597048

京都女子大学教授 伊藤 睦

事実の概要

被告人は、8 年ほどの間に法律事務所等 15 か所に侵入し、現金等を窃取した等のかどで起訴された（事実①～⑮）。被告人は事実①～⑭につき犯人性を争ったが、原審は、犯行現場から採取された DNA 型と足跡痕についての鑑定等の他、犯行現場の工具痕と、被告人が事実⑮で現行犯逮捕された際に所持していた指定侵入工具（バールとマイナスドライバー）をとを結びつける「工具痕鑑定」に信用性を認め、それらに依拠してすべての事実につき被告人を有罪と認定し、懲役 9 年の刑を言い渡した。

これに対して弁護側が控訴した。

判決の要旨

福岡高裁は、工具痕鑑定についての原判決の信用性判断を以下のように否定した。

すなわち、「本件の工具痕鑑定は、被告人が所持していた工具により、被害事務所に残された工具痕が形成されたことを認定できるほどの高い推認力は有せず、せいぜい、類似性が認定できるとどまる」。

さらに、「工具痕鑑定の信用性に関しては、製造された時点で微細なレベルで表面に違いのある工具を、金属製の金庫の扉やドアノブ等をこじ開けるために使用した場合に、工具ごとに固有の特徴を有する線状の工具痕が生じるとしても、当該

工具を繰り返し使用したときでも、固有の特徴を有する線状の工具痕が生じ続けるのかが、明確でないことも指摘できる。」。すなわち、各犯行から工具が押収されるまでの間に相当の期間がある等の本件の事情も踏まえて検討すると、「各事実に関する工具痕鑑定については、各被害事務所の工具痕が、被告人の所持していた工具以外の工具により形成された可能性を否定することができない」。

そして、工具痕鑑定を「犯人性認定の状況証拠の一つとした」事案とは異なり、「本件では、原判決は実質上、工具痕鑑定を決め手として被告人を犯人と認定しているのであるから、工具痕鑑定によって犯人性を認定し得ない以上、これらの事実について、被告人を犯人と認めた原判決の結論を維持することはでき」ない。

福岡高裁は、以上のことから事実誤認を理由として原判決を破棄したうえで、DNA 型の一致により犯人性を認定できる事実（事実①および⑦）と現行犯逮捕されている事実⑮のみにつき、有罪を言い渡した。

判例の解説**一 工具痕鑑定**

本件で用いられた「工具痕鑑定」は、パラフィンワックス板に被告人が所持していた工具を用いて工具痕を形成し、その工具痕をシリコンラバーに転写させ、被害現場に残された工具痕を転写さ

せたシリコンラバーと比較顕微鏡を用いて比較対照し、特徴が一致するかを確認したものである。

その鑑定を実施した者の説明によると、「工具の材料の性質は均一ではなく、局所的に見れば割れやすさに違いがみられ、製造過程において工具表面に微細かつ複雑な凹凸が生じる上、工具を製造するときに使用する砥石等の表面にある凹凸が工具の材料に刻み込まれることにより、更に複雑な凹凸が生じる」ため、工具の表面には人為的にはコントロールし得ない凹凸が生じ、「以上のようにして生じた工具表面の凹凸が、金属面をひっかくなどすることによって、複数の太さ、深さの異なる溝が同金属面に刻み込まれてでき、太さの異なる線が、バーコードのように平行に並んだ線状の特徴を有する」ことになる。したがって、工具痕は「工具ごとに固有の特徴を有する」。これを利用して工具の同一性を判定することになるわけだが、その際には、特徴の一致を4段階で評価し、線状の特徴がきれいに一致していることと、比較した痕跡の幅が1mmを超えていることの両方を満たすという条件をクリアしたことにつき、他の鑑定人（当時は3名ほど）にも意見を聞いて全員が一致した場合に、最上位の「この工具で形成されたものと考えられた」という鑑定結果を出すのだという。

二 「科学的」証拠の証拠能力

科学技術の発展とともに、その成果を捜査・裁判に利用する機会は増している。そのこと自体は、自白に過度に依存した捜査・裁判から脱却して「証を得てから人を求める」捜査・裁判を実現するという観点からも、事実認定の正確性を高めるという観点からも望ましい。しかし他方で、この「科学的証拠」をめぐるのは、その特質ゆえの危うさも指摘されてきた。すなわち、新たに発見・開発されたばかりの専門的知見により生み出された証拠は、それが本当に科学といえるものなのかどうか不確定であるにもかかわらず、「科学」という装いをまとうがゆえに「専門家」のことを鵜呑みにして、本来あるべきではない過大な評価がされてしまう危険性がある。

アメリカ合衆国では、厳密には科学とはいえない専門的な知識・経験等についても専門家が証言することを認める一方で、実際に証言することを許すかどうかの判断に際し、つまり、日本という

証拠能力のレベルで、一定の基準を満たすことを要求してきた。その基準が、当該分野の専門家による「一般的承認」なのか（フライ・テスト）、あるいは、専門家ではなく裁判官による、証言の基礎となる理論や方法論が科学的に有効かどうか、事実に適切に応用できているかどうかの判断なのか（ドーバート・テスト）については議論があり、日本にどちらを取り入れるべきなのかについても見解が分かれる。しかし、いずれにしても、日本の多くの学説も、アメリカ合衆国と同様に、科学的証拠については一般の証拠よりも証拠能力のハードルを高くすべきことを主張してきた。そしてそこでは一般に、①基礎にある科学的原理が確かなものであること、②用いられた技術がこの原理にかなったその応用であること、③この技術に用いられた器械のいずれもが、検査の時点で正しく作動していたこと、④その検査に関して、正しい手続きがとられたこと、および⑤検査を行った者またはその結果を分析した者が必要な資格を備えていたこと、が基本要件として挙げられてきた¹⁾。

三 従来の判例の立場

他方で、証拠能力について判断する裁判官と証拠の信用性や証明力について評価をする陪審員とで明確な役割分担をしているアメリカ合衆国の制度とは異なり、日本では証拠能力を判断する職業裁判官が証拠の信用性や証明力評価も行うので、あえて証拠能力という入口のところで要件を厳格化する必要はなく、「信用性や証明力といった証拠の実質的判断」のところで目的を達成すればよいとの見方も提示されている²⁾。

実際、判例は、筆跡鑑定³⁾や犬の臭気選別⁴⁾、声紋鑑定⁵⁾等について、専門家の知識と経験、犬の能力や実施の際の条件等、上でいう③④⑤に当たる要件のみに基づいて緩やかに証拠能力を認めてきた。

これに対して、足利事件の最高裁決定は、DNA型鑑定の証拠能力を認めるにあたり、「その科学的原理が理論的正確性を有し、具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われたと認められる」⁶⁾ことを挙げている。

科学的原理に触れた点では、一応①についても考慮したようにもみえるので、前進したともいえ

る。とはいえ、科学的原理の確かさではなく「理論的正確性」という言葉が何を意味するかは不明である⁷⁾。実際、当時すでに問題が指摘されていて、のちに誤りであったことが明らかとなった MCT118 法による DNA 型鑑定の結果に証拠能力を付与していることからしても、科学としての高度な信頼性を証拠能力の基準としたものとはいえない。司法研修所の研究においても、足利事件のこの判示は、科学的原理が認められている DNA 型鑑定は「もちろん」証拠として認められることを述べたにすぎず、それを超えて科学的証拠一般に、科学的原理の正確性や具体的な検査方法の科学的信頼性を証拠能力ないし関連性の要件として積極的に要求するものではないと説明されている⁸⁾。

四 証拠能力か証明力か

前述の、裁判官と陪審員とで明確な役割分担をしているアメリカ合衆国の制度とは異なり、日本では証拠能力を判断する職業裁判官が証拠の信用性や証明力評価も行うので、あえて証拠能力の要件を厳格化する必要はなく、「信用性や証明力といった証拠の実質的判断」のところで目的を達成すればよいとの見方⁹⁾の根底には、日本では、裁判員裁判においても裁判官が防波堤となり、科学的証拠のもつ危険性を現実化させないようにふるまうであろうとの見込みがあるのかもしれない。

しかし、当該分野に精通していないのは、職業裁判官であろうと陪審員であろうと同じである。信用性や証明力といった証拠の実質をいくら慎重に検討するとしても、裁判官がもつ一般的な知識経験の及ばない事柄である以上、その評価は結局のところ、専門家の判断に頼らざるを得ない。証人尋問の中で専門家を弾劾し、問題を指摘したとしても、一般には非専門家である弁護士よりも専門家である鑑定人の言うことのほうが説得力があるとみなされて信用されやすいため、反対尋問だけで適切な証拠評価を保障できるのかには疑問があるとの指摘もある¹⁰⁾。実際、比較的最近の裁判例の中にも、裁判官も加わった原審の判断が医師の意見の評価を誤り、その医師の証言を特段の理由もなく採用したがために事実認定を誤ったとされる例が散見されている¹¹⁾。いずれの判例も、医師による鑑定や証言の証拠能力を認めたものだが、誤判原因としての科学的証拠という認識¹²⁾

を正しくもつならば、個別の結果の信用性や証明力の評価をする前に、証拠能力の段階で選別をすべきであろう。

そしてそのことは、科学以外の分野の専門的所見が問題となる場合にも当てはまる。

鑑定等の対象となる専門家の学識経験は、必ずしも厳密な科学に基づく必要はなく、技術や経験に基づくものであっても良い。しかしそれも、その基礎にある理論や方法論に正当性が認められていて、その分野に所属する専門家が同じ方法で同じことを行えば必ず同じ結論に至るであろうという再現性があるものでなければならず、また、実際にその方法論に依拠して意見が形成されたことが確認されなければならない¹³⁾。

とりわけ、科警研や科捜研等が独自に開発した技術等の場合、弁護側が弾劾や反証のために当該分野の別の専門家等に頼ることができず、かりにその技術や基礎となる理論・方法論に問題があったとしても、そのことを明らかにするのは極めて困難でありうる。この種の専門的な証拠が争いになる場合、他の客観的証拠が乏しいことが多いことにも鑑みると、誤りの危険を孕む証拠だけで有罪とする不正義を回避して公正な裁判を行うために、少なくとも、専門家の意見形成過程を実質的かつ公正に評価できるだけの条件が整えられなければならないだろう。その条件の中には、上記の再現性等に加えて、専門家の意見形成過程全てが記録され、検証されたデータ、判断基準、エラー率等も含めた全ての情報が開示されることにより事後の検証の可能性が担保されることや、証拠の保管関連情報等の開示も含まれる。これらを自然的関連性の問題とするのか法律的関連性の問題とするのか、それとも再定位された関連性概念に根拠を求めるのかは見解が分かれるが、いずれにしても、それらの条件が欠ける場合は刑事裁判で有罪証拠として用いることは控えるべきであろう。

五 結びにかえて

上述のとおり、判例は、専門家の見解の基礎となるものの理論的正確性や判断の確実性に疑いがある場合も、専門家が十分な学識経験があることをもって証拠能力については肯定しつつ、信用性や証明力を否定する傾向がある¹⁴⁾。

確かに、科学的証拠については、証明力の評価も慎重に行うべきである。当該事案の専門家の意

見形成にかかる具体的な事情は、証拠能力を否定するほど大きな欠陥が認められない場合でも、信用性や証明力評価においては考慮に入れられるべきである¹⁵⁾。

またさらに、信用性や証明力が一定程度認められるとしても、その証拠としての価値については、その限界を踏まえ、過大な評価を与えることのないよう注意されなくてはならない。DNA型鑑定との関係でも、判例はそれを唯一の証拠として有罪認定することを認めている¹⁶⁾が、学説からは批判が強い。

本判決は、原審が、鑑定人が豊富な鑑定経験を有していたことや、工具が一緒であれば工具痕が一致する可能性について、自身の実験結果や統計学の公式により導かれたものであることから一応の合理的な根拠があること、鑑定手法についてみても、当該分野で用いられている基準に則って複数の鑑定人の意見も踏まえたうえで結論付けていることから、合理性を認めたのに対し、それを否定した。特に、弁護人が、工具表面の凹凸に個性が存在するとしても、表面の加工部分は使用によって削れるし、加工部分が削れても使用を続ければ、製造段階の凹凸も変化するはずであること、実際の犯行現場で工具が使用される場合には工具先端のどの面がどの角度で当たったのかもわからず、すべて同じともいえないこと等、工具痕鑑定のそもそもの原理に疑問をあげたことにつき、本判決も、鑑定人の依拠する実験は未使用のマイナスドライバーを用いたものであること、当該工具を繰り返し使用したときでも固有の特徴を有する線状の工具痕が生じ続けるのかについては明確にされていないことを認めている。そうであるならば、当該専門家の間では一定の承認を受けた基準に従っているとしても、そこでの結論は実験や検証に裏付けられたものではなく、専門的な所見として正当性を担保されたものとは到底いえないものとなるだろう。

本判決は、このような工具痕鑑定を、犯人性を認定する決め手として用いること、すなわち、被告人の所持する工具以外の工具により工具痕が形成された可能性を否定する根拠とすることについては不可とすることで判断を濁したが、弁護側が反証を行うまでもなくその手法の有効性に疑いがもたれるものである以上、自然的関連性が疑われるので、本来はやはり証拠能力の問題として正面

から論じるべきであったといえよう。

●——注

- 1) 光藤景皎『口述刑事訴訟法(中)』(成文堂、1992年)143頁等。
- 2) 司法研修所編「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」(2013年)23～25頁等。
- 3) 最決昭41・2・21判時450号60頁。
- 4) 最決昭62・3・3判タ639号137頁。
- 5) 東京高判昭55・2・1判タ407号58頁等。
- 6) 最決平12・7・17判タ1044号79頁。
- 7) 徳永光「科学的証拠の証拠能力」刑弁108号(2021年)23頁。
- 8) 司法研修所・前掲注2)26～27頁。
- 9) 同上23～25頁。また、公判前の整理手続の段階で科学的証拠の信頼性について一から検討し、その信頼性の有無、程度を実質的に判断してしまうような本格的審査は妥当ではないため、重大な欠陥や大きな疑問がない限りは必要最小限度の証明力があるとして自然的関連性を認めるべきであるとも述べられている。
- 10) 徳永・前掲注7)26頁等。
- 11) 大阪高判令6・11・28判時2630号5頁、大阪高判令2・2・6判時2476号128頁等。
- 12) 笹倉香奈「科学的証拠と誤判」川崎英明＝白取祐司編著『刑事訴訟法理論の探求』(日本評論社、2015年)155頁、成瀬剛「科学的証拠の許容性(1)」法協130巻1号(2013年)4頁等。
- 13) 高野隆「再現性・検証可能性について 科学的証拠の許容性」刑弁108号(2021年)9頁等。
- 14) たとえば東京高判令2・12・10判時2502号111頁(遺体の著明なピンク歯から死因を推認したことについて、理論的な正確性が明らかではなく手法も確立されていないことを指摘した例)、大阪高判令3・3・3判タ1491号115頁(画像鑑定について、一般的に承認されている判断基準に従ったものだが、その判断基準が何の科学的原理や知見にも基づかない形式的なものにすぎないとして、専門的判断とは到底いえないとした例)等。
- 15) 宇藤崇＝松田岳士＝堀江慎司『刑事訴訟法(第3版)』(有斐閣、2024年)382～383頁等。
- 16) 最判平30・5・10判タ1458号120頁。